

農林水産省
令和8年度 加工食品CFPに係るモデル事業
事業概要

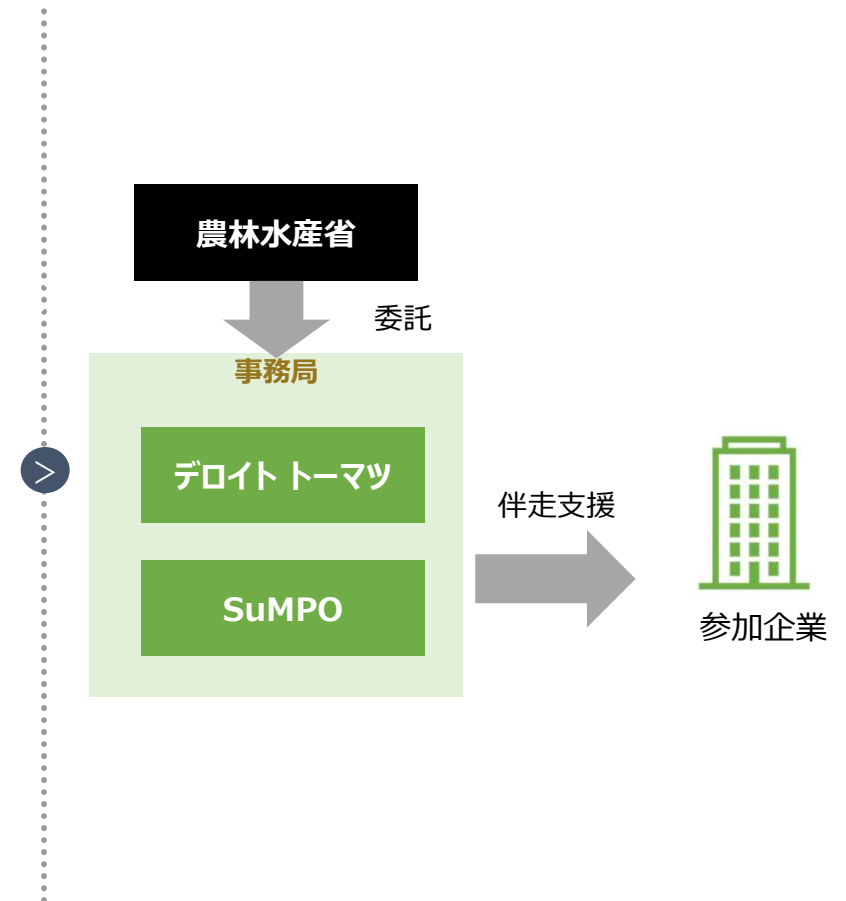
モデル事業の概要

- 本事業では、①：食品事業者のCFP算定を支援し、食品業界全体でのCFP普及を促進するためのモデルケースを創出すること、②：農水省が作成している業界共通の算定ガイドの実効性を高めること、を目的として実施する

背景・目的

- 令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」においては、フードサプライチェーン全体を通じて脱炭素化の促進が示されている。
- そのためには、加工食品業界と連携しながら、食品事業者によるカーボンフットプリント（CFP）の自主的な算定の取組を推進することが重要となる。
- 農林水産省では、令和5年度及び6年度にかけて食品事業者によるCFP算定の実証事業を実施し、その結果を踏まえて、算定の考え方を示した「加工食品共通CFP算定ガイド」（以下「算定ガイド」）を令和7年4月に公表した。算定ガイド等を参照しながら自社製品のCFPの算定を行う食品事業者の算定支援として、「令和7年度モデル事業」を実施し、その結果を踏まえ、令和8年3月に「算定ガイド」を実践的な観点で改定した。また経済産業省と環境省においては、カーボンフットプリントガイドライン（以下「CFPガイドライン」）、（別冊）CFP実践ガイド（以下「CFP実践ガイド」）を連名で発表している。
- 本事業は、食品業界におけるCFP算定の実施支援を通じて、中小企業を含む幅広い事業者へのCFP算定取組の普及展開を図ることを目的としている。そこで、先進的なロールモデルとなる取組事項を創出することを目指す。

支援スキーム図



対象製品のイメージ及び公募の対象者

- 対象となる製品は、加工食品全般を対象とする
- 公募の対象者は、国内で加工食品の製造・販売を行う企業を主な対象とする

対象製品

- 自社が製造・販売・提供する加工食品全般を対象とする
- 製品のライフサイクルにおけるGHG排出量の算定取組が該当する

公募の対象者

- 国内で加工食品の製造・販売を行う企業を主な対象とする
(本国内に拠点を有していることが必要)

対象



加工食品

対象外



農産品、花き等の一次産品

加工食品製造・販売企業
(特に、食品製造事業者)

本事業の実施方法

- 参加企業は、事務局の支援を受けつつ自らが主体的にCFPの算定を進める

参加企業



事務局



検討状況や算定の疑問を共有

算定ツール提供、算定方法レクチャー、報告書作成等
(伴走支援・QA対応)

実施内容

- 算定対象の製品の決定
- ライフサイクルフロー図の分解
- 「活動量」、「排出量」データ収集
- GHG排出量の算定
- 算定報告書の作成

支援内容

- 算定方法のレクチャー、QA対応
- 算定ツールの提供、使用方法説明
- 排出原単位DBの提供
- 算定報告書の妥当性確認

モデル事業で取り組む具体的な内容

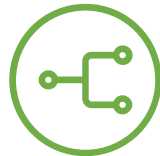
- 本事業の対象は、算定ガイドを活用したCFP算定の実践である
- 参加企業は、自社の加工食品のうち1品目を選定し、該当製品のライフサイクル全体のGHG排出量の算定を行う

事前準備 (本事業応募段階)



- 実施内容の決定
 - 対象製品
 - 目的・活用方針 等
- 体制構築
 - 責任者、推進メンバー

CFPの算定



- 対象製品について、原材料調達から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体あるいは主要工程のGHG排出量算定を行う
 - ライフサイクルプロセスの分解
 - 「活動量」と「排出係数」を用いてGHG排出量を算定
 - 各プロセスのGHG排出量を合算し、CFPを算定

※参加企業は、事務局から算定フォーマット・ツール、IDEA等の排出原単位データベースの利用環境の提供や個別相談や進捗会議（Web中心）による伴走支援を受けることが可能

推進に当たり参加企業と事務局の相談会を実施
週次30min程度（Web）

検証・報告



- CFP表示・情報開示等の検討
 - カーボンフットプリント表示ガイド等を参考に、情報開示の検討*をする
- 検証・報告
 - 対象製品に対して、加工食品共通のCFP算定ガイドを参照し、算定報告書を作成する

※本事業ではCFPの算定や報告書作成が主たる範囲であり、ラベル等の製品表示は対象外とする

モデル事業で取り組む上での留意事項

- 円滑な事業推進体制の構築や、CFP算定のロールモデルを創出するという観点から、取組に関する積極的な発信や、算定ガイド改善への協力が求められる

円滑な 事業推進

主体的取組に向けた事業推進体制の構築をする

- 取組内容に応じた必要なリソースや体制が確保されていて、算定において協力が必要な関係者との合意形成ができています

本事業の取組を明確化する

- 対象となる製品が明確であること
- 本事業では、算定ガイドに即した算定を想定。その他CFPガイドラインと整合を目指す算定も可
- 本事業の趣旨はCFPの算定であり、表示やマーケティングを主目的とするものではない

ロール モデルの 創出

農林水産省/政府が事業に関して発信・発表することに対し、積極的に協力する

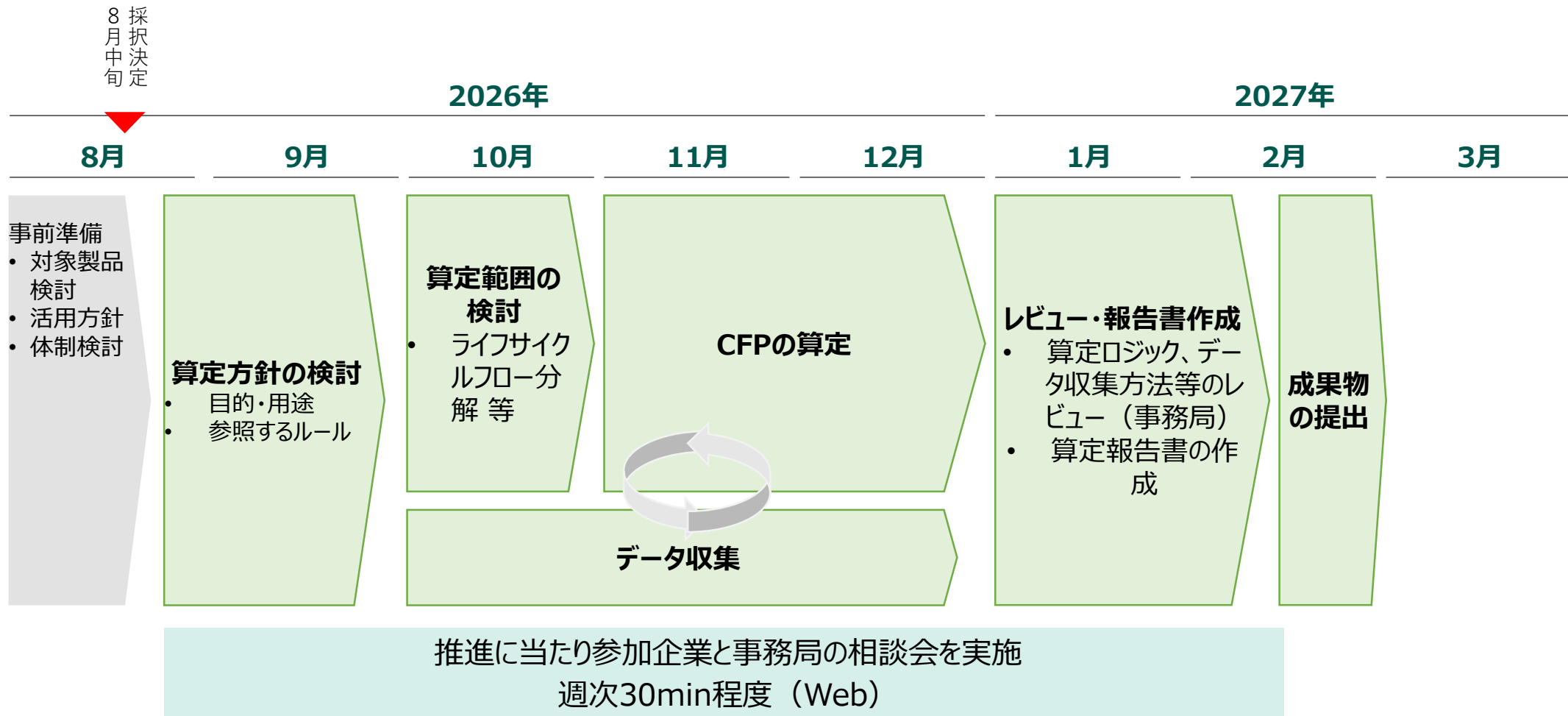
- 算定ガイドの更新・改善作業や、HPへの掲載等に協力できること
- その他農林水産省や政府の主催する発表会等で本事業の成果の紹介に協力できること

本事業への取組やその成果を積極的に対外発信・発表し、加工食品のCFP算定や活用に継続して取り組むこと

- CFP算定の結果を算定報告書等に取りまとめ自社のHP等で広く開示する意思があること

モデル事業の実施スケジュールのイメージ

- モデル事業の実施スケジュールのイメージは以下の通り
- 参加企業は事務局の支援の下、事業期間内でCFPの算定に取り組む



採択において考慮する主な観点

- 以下の観点及び対象となる製品の観点等を総合考慮して、採択する企業を決定する（採択にあたっては、必要に応じてヒアリング等を実施する可能性がある）

要件の区分

基準の概要

必須要件

- 1 検討に必要なリソースを確保しており、参加者の役割分担が明らかである
- 2 CFPの算定目的、活用予定が明確である
(CFP算定の結果を算定報告書等に取り纏め自社のHP等で広く開示する意思があること)
- 3 農林水産省および環境省の過去CFP事業で採択されたことがない品目である
(食品表示基準 別表第一に列挙された単位で重複を回避すれば可とする。例：小麦粉は不可だが米粉は可)
- 4 本モデル事業での取組内容についての農林水産省/政府からの発信に協力できる

加点要件

- 1 1社以上の調達先から排出係数の1次データを取得可能である
- 2 輸送や輸送資材、保管など自社製品の流通形態等を詳細に把握可能である
(流通に関連する詳細なデータを取得できる見込みがある)
- 3 対象製品のサプライチェーン構造が特徴的な製品カテゴリ・品目である
(国内加工と海外加工の分業である、道の駅等生産地の近辺で販売する、垂直統合、コールドチェーン 等)
- 4 中小企業基本法に定める中小企業者に該当する事業者である

参考：農林水産省および環境省の過去CFP事業

✓ 農林水産省実績

(R5) 食用なたね油、牛乳、(R6) 魚肉ねり製品、トマトジュース（濃縮トマト還元）、小麦粉、米みそ、15%レモン果汁入り飲料（炭酸ガス入り）

✓ 環境省実績

(R4) チョコレート、(R5) 冷凍魚フライ、アイスクリーム類

本件に関するお問い合わせ先

令和8年度加工食品CFPに係るモデル事業事務局
E-mail : food-cfp@sumpo.or.jp (事務局宛)